

議案第 27 号

小金井市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

小金井市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を別紙のように改正する。

平成 25 年 2 月 7 日

小金井市長 稲 葉 孝 彦

(提案理由)

地方自治法の改正に伴い、政務調査費を政務活動費に改め、その経費の範囲、使途の透明性の確保に係る規定を整備する必要があるため、本案を提出するものであります。

小金井市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

小金井市議会政務調査費の交付に関する条例（平成13年条例第18号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

小金井市議会政務活動費の交付に関する条例

第1条中「及び第15項」を「から第16項まで」に改め、「調査研究」の次に「その他の活動」を加え、「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第2条中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第3条第1項中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条第2項中「政務調査費は、上期」を「政務活動費は、上期」に、「政務調査費は交付しない」を「政務活動費は、交付しない」に改め、同条第3項及び第4項中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条第5項を次のように改める。

5 政務活動費は、交付月の15日に交付する。ただし、その日が休日に当たる場合はその翌日とし、一般選挙後の最初の交付日は市長の定める日とする。

第4条第1項及び第2項中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第5条を次のように改める。

（政務活動費を充てることができる経費の範囲）

第5条 政務活動費は、会派が行う調査研究、研修、広報、広聴等の、会派として市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させるために必要な活動（以下「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、別表で定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

第6条中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第7条第1項中「政務調査費の」を「政務活動費の」に、「小金井市議会政務調査費に係る収入・支出報告書」を「政務活動費に係る収入及び支出の報告書」に、「関係書類」を「関係書類（領収書又はこれに準ずる書類を含む。以下同じ。）」に改め、同条第2項中「前項の」を削り、「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条第3項中「政務調査費」を「政務活動費」に、「時」を「日」に改め、「第1項の」を削る。

第8条の見出し中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条中「政務調査費」

を「政務活動費」に、「市政の調査研究に資するため必要な経費として」を「第5条に定める経費の範囲に基づいて」に改める。

第9条中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第10条中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条を第11条とし、第9条の次に次の1条を加える。

(透明性の確保)

第10条 議長は、第7条の規定により提出された収支報告書及び関係書類について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

付則の次に次の別表を加える。

別表（第5条関係）

項目	内容
調査研究費	会派が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費
研修費	会派が研修会を開催するために必要な経費、団体等が開催する研修会の参加に要する経費
広報費	会派が行う活動及び市政について市民に報告するために要する経費
広聴費	会派が行う市民からの市政及び会派の活動に対する要望及び意見の聴取等の活動に要する経費
資料作成費	会派が行う活動に必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	会派が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費
事務費	会派が行う活動に必要な会派控室で使用する事務用消耗品及び備品等の購入等に要する経費

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の小金井市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、この条例の施行の日前にこの条例による改正前の小金井市議会政務調査費の交付に関する条例の規定に

より交付された政務調査費については、なお従前の例による。

小金井市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
<p style="text-align: center;"><u>小金井市議会政務活動費の交付に関する条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項までの規定に基づき、小金井市議会議員の調査研究<u>その他の活動</u>に資するため必要な経費の一部として、議会における会派に対し<u>政務活動費</u>を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(交付対象)</p> <p>第2条 <u>政務活動費</u>は、小金井市議会における会派（所属議員が1人の場合を含む。以下「会派」という。）に対して交付する。</p> <p>(交付額及び交付の方法)</p> <p>第3条 会派に対する<u>政務活動費</u>は、各月1日（以下「基準日」という。）における当該会派の所属議員数に月額30,000円を乗じて得た額を上期（4月から9月まで）と下期（10月から翌年3月まで）の年2回に分けて交付する。ただし、一般選挙後の最初の月の基準日は、20日とする。</p> <p>2 <u>政務活動費</u>は、<u>上期及び下期の最初の月に</u>、当該期に属する月数分を交付する。ただし、議員の任期が満了する最終月の<u>政務活動費</u>は、<u>交付しない</u>。</p> <p>3 上期又は下期の途中において新たに結成された会派に対しては、結成された日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）から<u>政務活動費</u>を交付する。</p> <p>4 基準日において議員の辞職、失職、除名もしくは死亡又は所属会派からの脱会があった場合は、当該議員は第1項の所属議員に含まないものとし、同日において議会の解散があった場合は、当</p>	<p style="text-align: center;"><u>小金井市議会政務調査費の交付に関する条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項及び第15項の規定に基づき、小金井市議会議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、議会における会派に対し<u>政務調査費</u>を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(交付対象)</p> <p>第2条 <u>政務調査費</u>は、小金井市議会における会派（所属議員が1人の場合を含む。以下「会派」という。）に対して交付する。</p> <p>(交付額及び交付の方法)</p> <p>第3条 会派に対する<u>政務調査費</u>は、各月1日（以下「基準日」という。）における当該会派の所属議員数に月額30,000円を乗じて得た額を上期（4月から9月まで）と下期（10月から翌年3月まで）の年2回に分けて交付する。ただし、一般選挙後の最初の月の基準日は、20日とする。</p> <p>2 <u>政務調査費</u>は、<u>上期及び下期の最初の月に</u>、当該期に属する月数分を交付する。ただし、議員の任期が満了する最終月の<u>政務調査費</u>は<u>交付しない</u>。</p> <p>3 上期又は下期の途中において新たに結成された会派に対しては、結成された日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）から<u>政務調査費</u>を交付する。</p> <p>4 基準日において議員の辞職、失職、除名もしくは死亡又は所属会派からの脱会があった場合は、当該議員は第1項の所属議員に含まないものとし、同日において議会の解散があった場合は、当</p>	<p>題名の変更</p> <p>地方自治法の改正に伴う規定の整備及び名称の変更</p> <p>名称の変更</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p>

月分の政務活動費は交付しない。

5 政務活動費は、交付月の15日に交付する。ただし、その日が休日に当たる場合はその翌日とし、一般選挙後の最初の交付日は市長の定める日とする。

(所属議員数の異動に伴う調整)

第4条 政務活動費の交付を受けた会派が、上期又は下期の途中において所属議員数に異動が生じた場合、異動が生じた日の属する月の翌月(その日が基準日に当たる場合は、当月)の末日までに、既に交付した政務活動費の額が異動後の議員数に基づいて算定した政務活動費の額を下回るときは、当該下回る額を追加して交付し、既に交付した額が異動後の議員数に基づいて算定した額を上回るときは、会派は当該上回る額を返還しなければならない。

2 政務活動費の交付を受けた会派が、上期又は下期の途中において解散した場合は、会派は、解散の日の属する月の翌月分(その日が基準日に当たる場合は、当月分)以降の政務活動費を返還しなければならない。

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

第5条 政務活動費は、会派が行う調査研究、研修、広報、広聴等の、会派として市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させるために必要な活動(以下「政務活動」という。)に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、別表で定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

(会派代表者及び経理責任者)

第6条 会派は、会派の代表者(以下「代表者」という。)を置くものとし、政務活動費の交付を受けようとする会派は、政務活動費に関する経理責任者(以下「経理責任者」という。)を置かなければならない。

月分の政務調査費は交付しない。

5 政務調査費は、規則に定める日に交付する。

(所属議員数の異動に伴う調整)

第4条 政務調査費の交付を受けた会派が、上期又は下期の途中において所属議員数に異動が生じた場合、異動が生じた日の属する月の翌月(その日が基準日に当たる場合は、当月)の末日までに、既に交付した政務調査費の額が異動後の議員数に基づいて算定した政務調査費の額を下回るときは、当該下回る額を追加して交付し、既に交付した額が異動後の議員数に基づいて算定した額を上回るときは、会派は当該上回る額を返還しなければならない。

2 政務調査費の交付を受けた会派が、上期又は下期の途中において解散した場合は、会派は、解散の日の属する月の翌月分(その日が基準日に当たる場合は、当月分)以降の政務調査費を返還しなければならない。

(使途基準)

第5条 会派は、政務調査費を規則に定める使途基準に従って支出するものとし、市政に関する調査研究に資するため必要な経費以外のものに充ててはならない。

(会派代表者及び経理責任者)

第6条 会派は、会派の代表者(以下「代表者」という。)を置くものとし、政務調査費の交付を受けようとする会派は、政務調査費に関する経理責任者(以下「経理責任者」という。)を置かなければならない。

名称の変更
規定の整備

名称の変更

同上

地方自治法の改正
に伴う経費の範囲
の条例規定化

名称の変更

<p>(収支報告書等の提出)</p> <p>第7条 <u>政務活動費</u>の交付を受けた会派の経理責任者は、<u>政務活動費に係る収入及び支出の報告書</u>（以下「収支報告書」という。）を作成し、代表者は、収支報告書に<u>関係書類</u>（領収書又はこれに準ずる書類を含む。以下同じ。）を添付して議長に提出しなければならない。</p> <p>2 収支報告書は、前年度の交付に係る<u>政務活動費</u>について、毎年4月30日までに提出しなければならない。</p> <p>3 <u>政務活動費</u>の交付を受けた会派が解散した場合は、前項の規定にかかわらず、代表者であった者は、解散の日から20日以内に収支報告書及び関係書類を議長に提出しなければならない。</p>	<p>(収支報告書等の提出)</p> <p>第7条 <u>政務調査費</u>の交付を受けた会派の経理責任者は、<u>小金井市議会政務調査費に係る収入・支出報告書</u>（以下「収支報告書」という。）を作成し、代表者は、収支報告書に<u>関係書類</u>を添付して議長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の収支報告書は、前年度の交付に係る<u>政務調査費</u>について、毎年4月30日までに提出しなければならない。</p> <p>3 <u>政務調査費</u>の交付を受けた会派が解散した場合は、前項の規定にかかわらず、代表者であった者は、解散の時から20日以内に<u>第1項</u>の収支報告書及び関係書類を議長に提出しなければならない。</p>	<p>規定の整備</p> <p>規定の整備及び名称の変更</p> <p>名称の変更及び規定の整備</p>
<p>(<u>政務活動費</u>の返還)</p> <p>第8条 市長は、<u>政務活動費</u>の交付を受けた会派がその年度において交付を受けた<u>政務活動費</u>の総額から、当該会派がその年度において第5条に定める経費の範囲に基づいて支出した総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の<u>政務活動費</u>の返還を命ずることができる。</p> <p>(収支報告書等の保存)</p> <p>第9条 議長は、第7条の規定により提出された収支報告書及び関係書類を、当該<u>政務活動費</u>が交付された年度の翌年度の初めから起算して5年間保存しなければならない。</p>	<p>(<u>政務調査費</u>の返還)</p> <p>第8条 市長は、<u>政務調査費</u>の交付を受けた会派がその年度において交付を受けた<u>政務調査費</u>の総額から、当該会派がその年度において<u>市政の調査研究に資するため必要な経費</u>として支出した総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の<u>政務調査費</u>の返還を命ずることができる。</p> <p>(収支報告書等の保存)</p> <p>第9条 議長は、第7条の規定により提出された収支報告書及び関係書類を、当該<u>政務調査費</u>が交付された年度の翌年度の初めから起算して5年間保存しなければならない。</p>	<p>名称の変更及び地方自治法の改正に伴う規定の整備</p>
<p>(<u>透明性の確保</u>)</p> <p>第10条 議長は、第7条の規定により提出された収支報告書及び<u>関係書類</u>について必要に応じて調査を行う等、<u>政務活動費の適正な運用</u>を期すとともに、<u>使途の透明性の確保</u>に努めるものとする。</p> <p>(委任)</p> <p>第11条 この条例に定めるもののほか、<u>政務活動費</u>の交付に関し</p>	<p>(委任)</p> <p>第10条 この条例に定めるもののほか、<u>政務調査費</u>の交付に関し</p>	<p>名称の変更</p> <p>地方自治法の改正に伴う規定の追加</p> <p>条の繰下げ及び名</p>

必要な事項は、市長が規則で定める。

必要な事項は、市長が規則で定める。

称の変更

別表の追加

別表（第5条関係）

項目	内容
調査研究費	会派が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費
研修費	会派が研修会を開催するために必要な経費、団体等が開催する研修会の参加に要する経費
広報費	会派が行う活動及び市政について市民に報告するために要する経費
広聴費	会派が行う市民からの市政及び会派の活動に対する要望及び意見の聴取等の活動に要する経費
資料作成費	会派が行う活動に必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	会派が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費
事務費	会派が行う活動に必要な会派控室で使用する事務用消耗品及び備品等の購入等に要する経費

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年3月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の小金井市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、この条例の施行の前日にこの条例による改正前の小金井市議会政務調査費の交付に関する条例の規定により交付された政務調査

費については、なお従前の例による。

政務活動費の使途基準について

政務活動費を充てることができる経費の範囲について、小金井市議会政務活動費の交付に関する条例（平成 13 年条例第 18 号）別表の内容を細分化し、経費の範囲を明確化するため、規則において、次の表のとおり定めることとする。

政務活動費使途基準

項 目	内 容
調査研究費	(1) ア及びイに掲げる旅費（以下単に「旅費」という。） ア 特別職の職員の旅費に関する条例第 4 条に定める基準に基づき算出した旅費 イ 会派の所属議員所有の車両及びレンタカーを使用した場合は、当該車両の燃料費の実費、高速道路通行料、駐車料金及び当該車両の借上げに要した経費。ただし、当該車両は、他の交通機関に比べ最も経済的もしくは効率的な場合又は他の交通機関の使用が困難である等の合理的な理由がある場合に限り、使用できるものとする。 (2) 参加費及び資料代 (3) 調査委託費
研修費	(1) 会派が行う研修会を開催するための会場借上料、機材借上料、講師謝礼、資料及び開催通知等に伴う印刷代、通信運搬費等 (2) 団体等が開催する研修会に参加するための参加費、資料代、旅費等（団体等の入会金及び政党が主催する大会、研修会等の参加に要する費用は、除く。）
広報費	(1) 会派が行う活動及び市政について市民に報告するための議会活動報告書等の印刷代及び送料 (2) 会派が行う議会活動報告会等に要する会場借上料及び消耗品代

<p>広聴費</p>	<p>(1) 会議等の会場借上料及び消耗品代 (2) 会議等に配布する資料等の印刷代</p>
<p>資料作成費</p>	<p>(1) 印刷代及びコピー料金 (2) 翻訳料</p>
<p>資料購入費</p>	<p>(1) 書籍代、新聞代、雑誌代及びDVD等の電子情報による資料等の購入費。ただし、会派が購入するものに限る。 (2) 他の団体が発行する機関紙代。ただし、団体に加入しなければ得られない資料等は、除く。</p>
<p>事務費</p>	<p>(1) 会派控室で使用する筆記用具、事務用ファイル等の事務用消耗品の購入に要する経費 (2) 会派控室で使用する備品（書籍類に限る。）の購入に要する経費 (3) 会派控室で使用するパーソナルコンピュータ、ワードプロセッサ、ファクシミリ、固定電話機又はプリンターのレンタル料又はリース料。ただし、会派が解散した場合は、その時点でレンタル料又はリース料は終了するものとする。 (4) 会派控室で必要とする通信費</p>